

会 議 録

◇詳細—東部区民事務所地域振興グループ 電話03-3915-2334

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度12月期 第1地区区政連絡会	
事務局 (担当課)		東部区民事務所	
開催日時		令和7年12月10日(水) 午後2時～3時30分	
開催場所		巣鴨地域文化創造館	
案件		関係機関案件 (1)「令和7年分 確定申告のお知らせ」【回覧】 (2)豊島消防署からのお知らせ【掲示】 (3)巣鴨警察署からのお知らせ【回覧】 (4)会員募集チラシの掲示依頼【掲示】【回覧】 (5)第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について【回覧】 豊島区案件 (1)救援センター開設運営訓練について (2)防災危機管理課 治安対策担当からのお知らせ【掲示】【回覧】 (3)区民ひろば清和複合施設の整備スケジュールについて (4)災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて (5)民泊条例改正について (6)東部区民事務所改築の基本設計について (7)区民活動推進課からのお知らせ ① ZOOM勉強会の開催について ② 令和7年度町会セミナーの動画について 町会連合会案件 (1)東京都かわら版について	
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委員	古沢 秀明 委員長(折戸協和町会) 天沼 友一 副委員長(巣鴨五丁目朝日町会) 田邊 貞子 委員(巣鴨一丁目町会) 岡島 博 委員(江戸橋町会) 鳥居 幸譽 委員(巣鴨親和町会) 湯田 健一 委員(巣鴨三四丁目清和町会) 鈴木 宏治 委員(巣鴨四丁目協和町会) 渡部 義治 委員(巣鴨三親町会) 田中 隆 委員(栄和町会) 町田 光子 委員(巣鴨三明町会) 河合 進 委員(巣鴨五丁目大親町会) 田崎 謙一郎 委員(西巣鴨新田町会) 染谷 清直(西巣鴨共和会) 桐ヶ谷 清一 委員(庚申塚町会) 石合 周平 委員(西巣鴨睦町会) 樋口 昌男 委員(西巣鴨四丁目親交町会)	
	常任 相談役	島村 高彦 川瀬 さなえ 入江 あゆみ	

	説明者	豊島税務署 総務課 木田 課長補佐 豊島消防署 高橋 巢鴨出張所長 巢鴨警察署 生活安全課 上村警部補 豊島区シルバー人材センター 金子 事務局長 社会福祉協議会 小林 地域福祉課長 防災危機管理課 小巻 防災事業係長 防災危機管理課 小島 治安対策担当課長 長澤 施設計画担当課長 福祉総務課 増山 災害対策G係長 水野 生活衛生課長 高桑 東部区民事務所長 星野 町会連合会事務局長
	地区担当課長	植草 沿道まちづくり担当課長
欠席者	委員	指出 正明委員（西巢鴨二丁目町会）
	常任相談役	儀武 さとる
	区	藤田 区民部長
事務局		東部区民事務所 山川・林田
質疑応答要旨		
関係機関案件		
1. 「令和7年分 確定申告のお知らせ」【回覧】		
(説明: 豊島税務署 総務課 課長補佐)		
(質疑なし)		
2. 豊島消防署からのお知らせ【掲示】		
(説明: 豊島消防署 巢鴨出張所長)		
質問(委員)火の用心の赤い旗はもらえるのか。		
回答(巢鴨出張所長)古いものを使用してほしい。新しいものの配布はなし。		
質問(委員)餅を掃除機で取った、という話を聞いたことがある。		
(餅がのどに詰まった時)掃除機は推奨できないのか。		
回答(巢鴨出張所長)掃除機対応は行ったことがない。		
医師が実践しているように背中を2・3回たたいた方が良い。		
3. 巢鴨警察署からのお知らせ【回覧】		
(説明: 巢鴨警察署 生活安全課 警部補)		
(質疑なし)		

4. 会員募集チラシの掲示依頼【掲示】【回覧】	
(説明:豊島区シルバー人材センター 事務局長)	
意見(委員)シルバーの活動内容に「お祭り」対応が入っているのは助かる。	
5. 第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について【回覧】	
(社会福祉協議会 地域福祉課長)	
(質疑なし)	
豊島区案件	
1. 救援センター開設運営訓練について	
(説明:防災危機管理課 防災事業係長)	
質問(委員)町会として何人で参加したら良いか。	
回答(防災事業係長)これまではコロナの影響で制限をかけて町会役員を中心に参加いただいていた。 今は20人等の制限は行っていない。何名参加するかは事前に連絡をいただければ問題ない。	
質問(委員)1日に町会エリアで何か所かある場合はどのようになるのか。	
回答(防災事業係長)1日5か所～6か所実施になる。救援センターの連携については未検討。	
質問(委員)防災服は着る必要があるのか	
回答(防災事業係長)トランシーバー、ヘルメットを装着している町会があった。 訓練だからつけておいた方が実践に即していると感じる。	
2. 防災危機管理課 治安対策担当からのお知らせ【掲示】【回覧】	
(説明:防災危機管理課 治安対策担当課長)	
質問(委員)防犯対策用品の補助は町会を通さないで良いのか。	
回答(治安対策担当課長)町会を通さず、各世帯を代表した方からの申請。	
質問(委員)防犯カメラの購入金額はどのくらいなのか。	
回答(治安対策担当課長)個人宅(屋内)だと数万円、屋外設置のものは10万円程度。	
3. 区民ひろば清和複合施設の整備スケジュールについて	
(説明:施設計画担当課長)	
(質疑なし)	
4. 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて	
(説明:福祉総務課 災害対策グループ係長)	
(質疑無し)	
5. 民泊条例改正について	
(説明:生活衛生課長)	
意見(委員) 民泊を開始する事業所から町会に連絡が入った。 話し合った結果(1つの建物の中の15世帯中)6世帯分の町会費を貰えるようになった。	

質問(委員)	規制を厳しくするのは分かるが監視する人はいるのか。
	民泊リストをもとに1年に1度は確認するのか。
回答(生活衛生課長)	問合せをいただければ回答する。違法か否か疑わしい民泊を見つけたら連絡してほしい。
質問(委員)	小学校の協議会に参加している町会員からの意見で治安悪化を懸念している。
	民泊開始の周知義務の連絡先に小学校を入れてほしい。
回答(生活衛生課長)	新たな要件を加えるのは次の機会になる。
	ただ、通学路に関しては検討した。通学路は公開していない情報のため、民泊の届出に関連して通学路を公開するのは問題なのではないか、という結果になった。
	また、国の通知で民泊に関して過度な要求は避けるようになっている。
質問(委員)	民泊宿泊者の喫煙について。小学校通学路で喫煙している人に注意はできないのか。
回答(生活衛生課長)	マナーの啓発について検討する。
質問(委員)	ゴミの出し方が悪くて調査をしてもらったら、民泊ではなくシェアハウスだった。
	民泊の表示が小さいのではないか。
回答(生活衛生課長)	現物はA4サイズになっている。シェアハウスは賃貸住宅になるためごみの出し方については、清掃事務所から指導をしていく。
質問(委員)	鍵の受け渡し場所に規定はあるのか。オートロックの場合、鍵の受け渡しをしたのか不明。
回答(生活衛生課長)	場所に規定はないが、対面の受け渡しを求めている。
	国は対面ではなくICTを推進しているが、区としては対面義務の明確化を検討している。
6. 東部区民事務所改築の基本設計について	
(説明:東部区民事務所長)	
(質疑無し)	
7. 区民活動推進課からのお知らせ	
① ZOOM勉強会の開催について	
② 令和7年度町会セミナーの動画について	
(説明:東部区民事務所長)	
(質疑無し)	
町会連合会案件	
1. 東京都かわら版について	
(説明:町会連合会事務局長)	
(質疑無し)	

会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度12月期 第2地区区政連絡会
事務局(担当課)		区民部区民活動推進課
開催日時		令和7年12月4日(木) 午前10時00分～11時00分
開催場所		区民ひろば朋有内集会室
案件		1. 他機関案件 (1)「令和7年分 確定申告のお知らせ」について (2) 豊島消防署からのお知らせ (3) 池袋警察署からのお知らせ (4) 巣鴨警察署からのお知らせ (5) 会員募集チラシの掲示依頼 (6) 第17回全国校区・小地域福祉活動サミット in としまの開催について 2. 豊島区案件 (1) 救援センター開設運営訓練について (2) 防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ ①防犯機器等購入緊急補助事業について ②特殊詐欺被害の防止対策について (3) 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて (4) 民泊条例改正について (5) 区民活動推進課からのお知らせについて ①ZOOM 勉強会の開催について ②令和7年度町会セミナーの動画について 3. 町会連合会案件 (1) 東京都かわら版について
公開の 可 否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	岡部 俊夫 委員長 (上池袋東雲町会) 林 総一郎 副委員長 (上池袋昭和町会) 岩谷 代理委員 (宮仲町会) 橋詰 周吉 委員 (北大塚伸和町会) 高橋 光男 委員 (池袋東一町会) 小峰 博 委員 (上池袋町会) 武石 雅彦 委員 (上池袋三丁目町会) 亀山 孝安 委員 (上池袋池八町会) 菅澤 省吾 委員 (東池袋一丁目中央町会) 石川 宜司 委員 (東池袋南大塚仲町会) 野口 英男 委員 (東二町会) 高野 俊晴 委員 (新東一町会) 大関 義明 委員 (東池袋サンシャイン町会) 小澤 良子 委員 (東池袋中部町会) 武内 巧 委員 (東池袋四丁目南町会) 竹下 友康 委員 (東池袋東和町会) 林 代理委員 (池袋東口本町会)
	説明者	豊島税務署 橘内 連絡調整官 豊島消防署 岩瀬 地域防災係長 池袋警察署 田中 生活安全課長代理 巣鴨警察署 安部 警部補 豊島区シルバー人材センター 金子 事務局長 豊島区社会福祉協議会 澤口 地域福祉課 地域包括支援担当チーフ 小巻 防災事業担当係長 小島 治安対策担当課長 増山 福祉総務課 災害対策係長 水野 生活衛生課長 田邊 区民活動推進課長 豊島区町会連合会 星野 事務局長
	常 任 相談役	星 京子 竹下 ひろみ
	地区担 当課長	水野 生活衛生課長
	区	藤田 区民部長 田邊 区民活動推進課長
欠席者	委 員	染谷 栄一 委員 (北大塚上池袋宮新町会)
	常 任 相談役	
	地区担 当課長	
	区	
事務局		区民活動推進課 五十嵐・中村・岩間

質疑応答要旨

1. 他機関案件

- (1) 「令和7年分 確定申告のお知らせ」について

(説明： 豊島税務署 連絡調整官)

質疑応答なし

- (2) 豊島消防署からのお知らせ

(説明： 豊島消防署 地域防災係長)

質疑応答なし

- (3) 池袋警察署からのお知らせ

(説明： 池袋警察署 生活安全課長代理)

質疑応答なし

- (4) 巣鴨警察署からのお知らせ

(説明： 巣鴨警察署 警部補)

質疑応答なし

- (5) 会員募集チラシの掲示依頼

(説明： 豊島区シルバー人材センター 事務局長)

質疑応答なし

- (6) 第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について

(説明： 豊島区民社会福祉協議会 地域福祉課 地域包括支援担当チーフ)

質疑応答なし

2. 豊島区案件

- (1) 救援センター開設運営訓練について

(説明： 防災危機管理課 防災事業係長)

質疑応答なし

- (2) 防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ

①防犯機器等購入緊急補助事業について

②特殊詐欺被害の防止対策について

(説明： 治安対策担当課長)

質疑応答なし

- (3) 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて

(説明：福祉総務課 災害対策係長)

質問（委員長）

名簿に住んでいない人の名前がある。施設に入っていたり、引っ越ししたが住所がそのままになっているから名簿に載っている。いざというときにそこに行ってもいないため、直してほしい。

回答（災害対策係長）

施設に入所したという情報は区の方に伝わってくるのが 2 か月程かかってしまう。令和 6 年度に配布した名簿から、施設に入っている可能性が高い方に関しては、施設入所フラグというものを付けている。リアルタイムで把握するのは困難なため、その点についてはご理解いただきたい。

(4) 民泊条例改正について

(説明：生活衛生課長)

質疑応答なし

(5) 区民活動推進課からのお知らせ

①ZOOM 勉強会の開催について

②令和 7 年度町会セミナーの動画について

(説明：区民活動推進課長)

質疑応答なし

3、町会連合会案件

(1) 東京都かわら版について

(説明：町会連合会 事務局長)

質疑応答なし

会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度12月期 第3地区区政連絡会
事務局(担当課)		区民部区民活動推進課
開催日時		令和7年12月9日(火) 午後2時00分～3時05分
開催場所		池袋第3区民集会室
案件		1. 他機関案件 (1) 「令和7年分確定申告」について (2) 池袋警察署からのお知らせ (3) 会員募集チラシの掲示依頼 (4) 第17回全国校区・小地域福祉活動サミット in としまの開催について 回覧 2. 豊島区案件 (1) 救援センター開設運営訓練について (2) 防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ ①防災危機等購入緊急補助事業について ②特殊詐欺被害の防止対策について (3) 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて (4) 民泊条例改正について (5) 池袋図書館及び池袋第三区民集会室の休館について (6) 区民活動推進課からのお知らせ ①ZOOM勉強会の開催について ②令和7年度町会セミナーの動画について 3. 町会連合会案件 (1) 東京都かわら版について
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	木内 晴一 委員長 (池袋三丁目親交町会) 岸本 明 副委員長 (池袋二丁目原町会) 加藤 徹 委員 (西池袋一丁目町会) 岸野 俊六 委員 (西池袋南町会) 齋藤 泰子 委員 (西池袋丸山町会) 西山 隆 委員 (西山町会) 佐藤 正敏 委員 (池袋二丁目親睦町会) 若村 進 委員 (池袋御嶽町会) 岡 弘之 委員 (池袋三業町会) 手塚 忠男 委員 (池袋二丁目恵比寿町会) 仙浪 博一 委員 (池袋仲町会) 兼村 仁 委員 (池袋上町会) 佐藤 智重 委員 (池袋三丁目北町会) 平田 光子 委員 (池袋四丁目町会) 玉川 洋子 委員 (池袋四丁目西町会)
	説明者	豊島税務署 木田 総務課長補佐 池袋警察署 北總 生活安全課防犯係 豊島区シルバー人材センター 金子 事務局長 豊島区民社会福祉協議会 小林 地域福祉課長 小巻 防災危機管理課 防災事業係長 小島 治安対策担当課長 小林 福祉総務課長 田口 生活衛生課 環境衛生係長 宮下 図書館課長 田邊 区民活動推進課長 町会連合会 星野 事務局長
	常 任 相談役	西山 陽介 小林 弘明 中澤 まさゆき
	地区担 当課長	宮崎 西部生活福祉課長
	区	藤田 区民部長 田邊 区民活動推進課長
欠席者	委 員	
	常 任 相談役	芳賀 竜朗
	地区担 当課長	
	区	
事務局		区民活動推進課 五十嵐・中村・井上

質疑応答要旨

1. 他機関案件

(1) 「令和7年分確定申告」について

(説明：豊島税務署 総務課長補佐)

質疑応答なし

(2) 池袋警察署からのお知らせ

(説明：池袋警察署 生活安全課防犯係)

質疑応答なし

(3) 会員募集チラシの掲示依頼

(説明：豊島区シルバー人材センター 事務局長)

質疑応答なし

(4) 第17回全国校区・小地域福祉活動サミット in としまの開催について

(説明：豊島区民社会福祉協議会 地域福祉課長)

質問（委員長）

会場は長時間だが、途中参加、途中退場は可能か。

回答（豊島区民社会福祉協議会 地域福祉課長）

特に料金の割引はないが、出入りは自由になっている。

質問（委員長）

お弁当購入しない場合は、大学の食堂を利用できるか。

回答（豊島区民社会福祉協議会 地域福祉課長）

土曜日なので学校の食堂は開いていない。所定のお弁当を購入していただくか、ご自身でご用意していただく。

2. 豊島区案件

(1) 救援センター開設運営訓練について

(説明：防災危機管理課 防災事業係長)

質問（委員）

別表1の「池袋二丁目南町会」は、「池袋上町会」に町会名が変わっている。

回答（防災危機管理課 防災事業係長）

失礼した。修正する。

(2) 防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ

①防災危機等購入緊急補助事業について

②特殊詐欺被害の防止対策について

(説明：治安対策担当課長)

質疑応答なし

(3) 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて

(説明：福祉総務課長)

質疑応答なし

(4) 民泊条例改正について

(説明：生活衛生課 環境衛生係長)

質問 (委員)

文教施設から何メートルまでが民泊の制限になるのか。

回答 (生活衛生課 環境衛生係長)

文教地区が制限区域として決まっている。その区域は民泊をできない。立教大学周辺と学習院大学から東に延びるあたりが文教地区に指定されている。その地区の建物では民泊はできない。

質問 (委員長)

過去に民泊許可をもらっている業者にも、営業期間の規定が適用されるのか。

回答 (生活衛生課 環境衛生係長)

日数制限は既存の業者にも適用される。

(5) 池袋図書館及び池袋第三区民集会室の休館について

(説明：図書館課長)

質疑応答なし

(6) 区民活動推進課からのお知らせ

①ZOOM 勉強会の開催について

②令和7年度町会セミナーの動画について

(説明：区民活動推進課長)

質疑応答なし

3. 町会連合会案件

(1) 町連だよりについて

(説明：町会連合会 事務局長)

質疑応答なし

会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度12月期 第4地区区政連絡会
事務局（担当課）		区民部区民活動推進課
開催日時		令和7年12月5日（金） 午後2時00分～3時00分
開催場所		豊島区役所3階 区政連絡会室
案件		1. 他機関案件 （1）「令和7年分 確定申告のお知らせ」について （2）豊島消防署からのお知らせ （3）目白警察署からのお知らせ （4）会員募集チラシの掲示依頼 （5）第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について 2. 豊島区案件 （1）救援センター開設運営訓練について （2）防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ ① 防犯機器等購入緊急補助事業について ② 特殊詐欺被害の防止対策について （3）災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて （4）民泊条例改正について （5）区民活動推進課からのお知らせ ① ZOOM 勉強会の開催について ② 令和7年度町会セミナーの動画について 3. 町会連合会案件 （1）東京都かわら版について
公開の 可 否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	安井 祐司 委員長 (雑司が谷一丁目東部町会) 宮城 敏男 副委員長 (池袋東口親和町会) 山田 裕一 委員 (池袋通西睦町会) 瀬戸 進 委員 (南池袋一丁目町会) 磯貝 徹二 委員 (南池袋二三四町会) 梅澤 光法 委員 (光和会) 大久保 達司 委員 (青葉会) 下村 賢一 委員 (池袋日出町会) 大原 清 委員 (上り屋敷町会) 戸張 康健 委員 (雑司が谷一丁目町会) 中村 孝太 委員 (柳下会) 高野 れい子 委員 (雑司が谷二丁目町会) 松岡 和明 委員 (雑司が谷三丁目町会)
	説明者	豊島税務署 木田 総務課長補佐 豊島消防署 新井 目白出張所職員 目白警察署 山崎 警部補、須山 警部補 シルバー人材センター 曾根田 事務局次長 豊島区民社会福祉協議会 小林 総務課長 小巻 防災危機管理課 防災事業係長 小島 治安対策担当課長 小林 福祉総務課長 水野 生活衛生課長 田邊 区民活動推進課長 星野 町会連合会事務局長
	常 任 相談役	磯 一昭 林 二葉
	地区担 当課長	大曾根 自立支援担当課長
	区	藤田 区民部長 田邊 区民活動推進課長
	委 員	
	常 任 相談役	
	地区担 当課長	
	区	
	事務局	区民活動推進課 五十嵐・中村・高橋

質疑応答要旨

1. 他機関案件

(1) 「令和7年分 確定申告のお知らせ」について

(説明：豊島税務署 総務課長補佐)

質疑応答なし

(2) 豊島消防署からのお知らせ

(説明：豊島消防署 目白出張所職員)

質疑応答なし

(3) 目白警察署からのお知らせ

(説明：目白警察署 警部補、警部補)

意見 (委員)

町会の防犯カメラは、目白警察署には特に活用いただいていると思う。防犯カメラが役に立っているということがわかる数字がほしい。何回使って、何件解決したとか、意義があることだと町会員に説明したい。また、ここに防犯カメラがあればよかったのにと、足りてないところがあるのであれば知りたい。目白警察署から見たいという話がある度に、お願いしているが、なかなか回答してもらえない。

回答 (警部補)

持ち帰り、確認したい。

質問 (委員)

詐欺電話のブロックは簡単にできるのか。

回答 (警部補)

簡単にできると思う。

意見 (委員)

会員に勧めるために自分でもためしにやってみた。高齢者も多い。よく読まないとわかりづらく、もっと簡単に、わかりやすくなるとよいと思う。

(4) 会員募集チラシの掲示依頼

(説明：豊島区シルバー人材センター 事務局次長)

質疑応答なし

(5) 第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について

(説明：豊島区民社会福祉協議会 総務課長)

質疑応答なし

2. 豊島区案件

(1) 救援センター開設運営訓練について

(説明：防災危機管理課 防災事業係長)

質問 (委員)

開始時間は。

回答（防災事業係長）

9時からの予定。

質問（委員）

マンション住民含め広く周知してもよいのか。

回答（防災事業係長）

よい。区ホームページでも参加者を募集したり、区立学校の保護者向けのアプリで開催を周知したり、防災危機管理課としてもたくさんの方にご参加いただけるよう取り組んでいる。

質問（委員長）

以前は各町会5名という制限があったが、今回もそのような制限はあるのか。

回答（防災事業係長）

コロナの時期にそのような制限を設けた。落ち着いてきたころからはそういった制限を徐々に緩和してきた経緯がある。

（2）防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ

① 防犯機器等購入緊急補助事業について

② 特殊詐欺被害の防止対策について

（説明：治安対策担当課長）

質問（委員）

2、3か月前に自分で当補助金を使ってみた。オンラインだったので、一度領収書が不鮮明とのことでやり直して、その後一切連絡がない。受理された旨の連絡もないが、決定通知が届いた後に振り込まれるのか。

回答（治安対策担当課長）

現在審査が立て込んでおり、時間がかかっている。決定通知をお送りして1週間後くらいに振り込まれる。申請状況を確認して個別で回答したい。

（3）災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて

（説明：福祉総務課長）

質疑応答なし

（4）民泊条例改正について

（説明：生活衛生課長）

質問（委員）

手続きの強化だが、周知義務の20メートルとは半径か。

回答（生活衛生課長）

届出住宅の敷地の境界線から20メートル以内、該当物件をまわる地域が対象地域になる。

質問（委員）

営業不可の期間に営業した場合に過料というのはわかるが、対象区域を超えた場合に過料とあり、これはどのようなことを想定しているのか。

回答（生活衛生課長）

現実的には届出の時点で認められるものではないので、ありえないものである。営業可能な地域と不可能な地域のちょうど堺にあたる場合、少しでも営業不可能な地域に入っていれば認められない。

質問（委員）

町会加入の協議を義務とあるが、具体的に何を話し合う想定なのか。

回答（生活衛生課長）

町会加入を義務づけることは難しく、町会加入の協議の義務づけとした。事業者が地域の方の理解を求める手段のひとつとして、町会に加入をして地域に貢献するという選択肢があると思っている。

意見（委員）

マンションの協議でもそうだが、管理者が変わると協議で話し合ったことが無かったことにされてしまう。このあたりをどうにかする工夫があるとよい。少なくとも話し合う内容が記載されている統一された協議の書式があって、区も話し合った内容をきちんと把握しておいていただければと思う。細かなことはこれから決めていくのだと思うが、お願いしたい。

回答（生活衛生課長）

事業者が協議の結果町会に加入したか否かは区も確認する。

（５）区民活動推進課からのお知らせ

- ① ZOOM 勉強会の開催について
- ② 令和 7 年度町会セミナーの動画について

（説明：区民活動推進課長）

質疑応答なし

3. 町会連合会案件

（１）東京都かわら版について

（説明：町会連合会 事務局長）

質疑応答なし

会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度12月期 第5地区区政連絡会
事務局(担当課)		区民部区民活動推進課
開催日時		令和7年12月8日(月) 午後2時00分～3時00分
開催場所		雑司が谷地域文化創造館 多目的ホール
案件		1. 他機関案件 (1) 「令和7年分 確定申告のお知らせ」について (2) 豊島消防署からのお知らせ (3) 目白警察署からのお知らせ (4) 会員募集チラシの掲示依頼 (5) 第17回全国校区・小地域福祉活動サミット in としまの開催について 2. 豊島区案件 (1) 救援センター開設運営訓練について (2) 防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ ①防犯機器等購入緊急補助事業について ②特殊詐欺被害の防止対策について (3) 区民ひろば高南第二複合施設のリニューアルオープンについて (4) 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて (5) 民泊条例改正について (6) 区民活動推進課からのお知らせについて ①ZOOM 勉強会の開催について ②令和7年度町会セミナーの動画について 3. 町会連合会案件 (1) 東京都かわら版について
公開の 可 否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	堀江 久男 委員長 (東目白自治会) 杉岡 敏弘 委員 (東目白本町会) 佐藤 義夫 委員 (高田一丁目町会) 鈴木 英三 委員 (東目白坂下睦会) 高橋 藤男 委員 (高田三丁目町会) 三輪 慎悟 委員 (東目白千登世町会) 高木 小太郎 委員 (目白二丁目町会) 大黒 智恵 委員 (目白東町会) 小野 賢一郎 委員 (目白三丁目町会) 森 茂治 委員 (目白山紫町会)
	説明者	豊島税務署 柳原 上席国税調査官 豊島消防署 新井 目白出張所長代理 目白警察署 山崎 警部補、須山 警部補 豊島区シルバー人材センター 金子 事務局長 豊島区社会福祉協議会 田中 共生社会課長 小巻 防災事業担当係長 小島 治安対策担当課長 小倉 地域区民ひろば課長 今井 高齢者福祉課長 小林 福祉総務課長 水野 生活衛生課長 田邊 区民活動推進課長 豊島区町会連合会 星野 事務局長
	常 任 相談役	高橋 佳代子 松下 創一郎 塚田 ひさこ
	地区担 当課長	松山 国民健康保険課長
	区	藤田 区民部長 田邊 区民活動推進課長
欠席者	委 員	芳賀 英俊 副委員長 (高田中央町会)
	常 任 相談役	
	地区担 当課長	
	区	
事務局		区民活動推進課 五十嵐・中村・横地

質疑応答要旨

1. 他機関案件

(1) 「令和7年分 確定申告のお知らせ」について

(説明：豊島税務署 上席国税調査官)

質問 (委員長)

去年までマイナンバーカードは使用せず、ID とパスワードを使用していた。今回においてもその方法は可能か。

回答 (豊島税務署 上席国税調査官)

可能である。

(2) 豊島消防署からのお知らせ

(説明：豊島消防署 目白出張所長代理)

質疑応答なし

(3) 目白警察署からのお知らせ

(説明：目白警察署 警部補、警部補)

意見 (委員)

先日、国際電話がかかってきて、出ると愛知県警からであった。少しやりとりして最後は切られたが、私の苗字を知っていた。名前を知っている相手からの電話でも警戒すべきだと感じた。

(4) 会員募集チラシの掲示依頼

(説明：豊島区シルバー人材センター 事務局長)

質問 (委員長)

1日の仕事でも受けていただけるか。

回答 (豊島区シルバー人材センター 事務局長)

その通りである。祭りの際の整備なども行うことができる。

(5) 第17回全国校区・小地域福祉活動サミット in としまの開催について

(説明：豊島区社会福祉協議会 共生社会課長)

質問 (委員長)

申込みはサミットへのものであり、どの分科会に参加するかはまた別に申し込むのか。

回答 (豊島区社会福祉協議会 共生社会課長)

その通りである。分科会はサミットへのお申込み時に1つ選択していただく。

2. 豊島区案件

(1) 救援センター開設運営訓練について

(説明：防災事業担当係長)

質問 (委員長)

1月に実施するが、それも実働型か。

回答（防災事業担当係長）

1月に実施する等今年度初めて行う訓練については、実働型でなく、1つずつ確認しながら進める型である。

（2）防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ

①防犯機器等購入緊急補助事業について

②特殊詐欺被害の防止対策について

（説明：治安対策担当課長）

質疑応答なし

（3）区民ひろば高南第二複合施設のリニューアルオープンについて

（説明：地域区民ひろば課長、高齢者福祉課長）

質問（委員長）

オープンセレモニーは行わないのか。

回答（地域区民ひろば課長）

オープンの1か月後ごろに行う予定のため、あらためて案内する。

（4）災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて

（説明：福祉総務課長）

質問（委員長）

名簿の保管場所について、「町会長宅のここに保管している」など共有すべきなのか。

回答（福祉総務課長）

その通りである。町会長の不在時等に備え、必要に応じて共有していただきたい。

質問（委員長）

名簿に記載されている人が亡くなった場合はどうすればよいか。

回答（福祉総務課長）

2年ごとの更新のため、変更があれば線を引いてメモを記録するなど、皆が把握できるようにしてもらえれば都度の届出は不要である。

（5）民泊条例改正について

（説明：生活衛生課長）

質疑応答なし

（6）区民活動推進課からのお知らせについて

①ZOOM勉強会の開催について

②令和7年度町会セミナーの動画について

（説明：区民活動推進課長）

質問（委員）

町会セミナーの動画視聴希望の申込は期限があるか。

回答（区民活動推進課長）

ない。

3. 町会連合会案件

(1) 東京都かわら版について

(説明：町会連合会 事務局長)

質疑応答なし

会 議 録

◇詳細・・・・・・・・西部区民事務所地域振興グループ 電話03-4566-4022

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度 12月期 第六地区区政連絡会
事務局 (担当課)		西部区民事務所
開催日時		令和7年12月8日(月) 午前10時00分～12時10分
開催場所		長崎第三区民集会室
案 件		他機関案件 「令和7年分 確定申告のお知らせ」について【回覧】 - 目白警察署からのお知らせ【回覧・掲示】 - 会員募集チラシの掲示依頼【掲示】 - 第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について【回覧】 豊島区案件 - 救援センター開設運営訓練について - 防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ (1) 防犯機器等購入緊急補助事業について【掲示】 (2) 特殊詐欺被害の防止対策について【回覧】 - 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて - 民泊条例改正について - 健康推進課および長崎健康相談所の担当区域の一部変更について - 区民活動推進課からのお知らせ (1) ZOOM勉強会の開催について (2) 令和7年度町会セミナーの動画について 町会連合会案件 - 東京都かわら版について
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	足立 憲昭 委員長（長崎三丁目町会） 三嶋 日出光 副委員長（千早一丁目町会） 土屋 光 委員（南長崎一丁目みどり会） 稲垣 英夫 委員代理（目白協和会） 蕪木 文昭 委員（長崎一丁目町会） 大山 誠一 委員（西池袋四丁目自治会） 樋口 富士雄 委員（長崎二丁目町会） 羽場 宏祐 委員（南長崎二丁目町会）
	説明者	豊島税務署 柳原 上席国税調査官 目白警察署 山崎 警部補 目白警察署 須山 警部補 シルバー人材センター 金子 事務局長 豊島区民社会福祉協議会 小林 総務課長 防災危機管理課 小巻 防災事業係長 小島 治安対策担当課長 小林 福祉総務課長 水野 生活衛生課長 岡崎 長崎健康相談所長 田中 西部区民事務所長 豊島区町会連合会 星野 事務局長
	地区連絡担当課長	河野 地域公共交通担当課長
欠席者	委 員	森田 晴久 委員（目白協和会）※代理出席あり 池田 好雄 委員（西池袋四丁目町会）
	常 任 相談役	藤澤 愛子 北岡 あや子 中山 よしと
事務局		藤田 区民部長
		西部区民事務所 地域振興係長 地域振興係員

質疑応答要旨

他機関案件

1. 「令和7年分 確定申告のお知らせ」について【回覧】

（説明：豊島税務署 上席国税調査官）

質問（委員）

確定申告で昨年と違う部分はあるか。

回答（豊島税務署 上席国税調査官）

昨年と違うところは、3月1日の日曜日のみ、会場が豊島税務署から「ベルサール渋谷ファースト」というところに変更になります。また、昨年までは1月4日から2月13日まで税務署でも相談を行っていたのですが、今回は会場が狭くなって相談会ができない状況になっておりますので、2月16日以降にご来場いただくように変更になっております。

質問（委員）

控除額の変更とかはないか。

回答（豊島税務署 上席国税調査官）

基礎控除額が昨年までは48万円だったのが、58万円に変わっております。

質問（委員）

このチラシは「確定申告は自宅から!」ということになっているが、従来の書類での申告は今年はないのか。全部がインターネットを通じて行えということなのか。

回答（豊島税務署 上席国税調査官）

申告用紙でも提出いただくことが可能です。ご自宅で作成いただいて郵送でも申告できますので、全部がインターネットを通じてということではないです。こちらをご利用いただければということで、ご案内させていただいております。

意見（委員）

この用紙だけ見れば、皆スマートフォンでしか申告できないと思ってしまう。毎年思うのだが、確定申告をPRするばかりで、いつからが確定申告開始とか、そういうことも書いていない。

意見（委員）

「確定申告は自宅から!」というのがキャッチフレーズで来ると、これを見た人間は、これでしかできないのかと思うので、キャッチフレーズとしては前面に推すべきではないと思う。

意見（委員）

「自宅からできます」と言うのが正しい。

2. 目白警察署からのお知らせ【回覧・掲示】

（説明：目白警察署 警部補）

質問（委員）

うちの町会は12月の27日、28日、29日と火の用心を含めて夜警を行うのだが、警察署で26日に夜警を行うような話があったが、うちの町会はまだ実施していない日である。そういう場合はどうなるのか。

回答（目白警察署 警部補）

26日に回らせていただきますが、そちらの町会の夜警にはお伺いできないということになります。

意見（委員）

うちの町会にも案内が来たのだが、うちも27～30日に夜警を行うから、目白警察署に返送が
できなかった。26日に来られても対応できない。

回答（目白警察署 警部補）

承知しました。

意見（委員）

パトロールの日程は、若い人たちのスケジュールの関係で11月20日過ぎに決まってしまう。
電話一本でも構わないので、できれば早めに連絡してもらえれば、対応できると思う。

質問（委員）

「デジボリスで詐欺電話をブロック」という話だが、10月頃、婦警さんに自宅の電話番号を教
えたら「もう設定されています」と言われた。これをもう一回、本人で設定し直さないといけな
いのか。

回答（目白警察署 警部補）

ご本人に行っていただきます。プログラムの更新作業がありますので、再度インストールして
いただかないといけません。

回答（目白警察署 警部補）

今回説明したものは携帯電話に設定するもので、以前のものは自宅の固定電話に設定するもの
です。ですから固定電話は何もしなくて結構です。

質問（委員）

夜警の日にちが早くなったのは どういう背景か。

回答（目白警察署 警部補）

12月26日が目白警察の御用納めの日なので、26日を設定させていただきました。

質問（委員）

長崎地区でオレオレ詐欺にあわれた方の年齢は80歳代か。

回答（目白警察署 警部補）

今回3件とも年齢が高めの方です。ただ、20歳代でも騙されてしまう場合があります。

質問（委員）

最初の話だと、現金を送ったということか。

回答（目白警察署 警部補）

現金を郵送で送ったということです。お金の話が出れば詐欺だと思ってほしいのですが、皆さ
んところにまでなかなか話がいきわたっていないのかなと思っています。なので、今回の動画の
回覧を見ていただけたらと思います。

3. 会員募集チラシの掲示依頼【掲示】

（説明：シルバー人材センター 事務局長）

質疑なし

4. 第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について【回覧】

(説明：豊島区民社会福祉協議会 総務課長)

質問 (委員)

どの程度の規模の交流会を想定されているのか。

回答 (豊島区民社会福祉協議会 総務課長)

会場の規模としては800人規模の会場を押さえていますが、400～500人の想定で準備をしております。

質問 (委員)

受付開始から最後までが10時間ほどだ。途中での入場や退席も自由か。

回答 (豊島区民社会福祉協議会 総務課長)

イベントは1日ですが、午前中だけ、午後だけでも参加は可能です。参加費の割引はございませんが。

質問 (委員)

イベントの趣旨は何か。

回答 (豊島区民社会福祉協議会 総務課長)

大きな趣旨としては地域活動です。地域の中で地域活動をしている団体同士の交流ですとか、他の団体の活動を知ることによって、自分たちの活動のヒントにしてもらったり、新しい活動の取り組みのきっかけとなるようなことを目的とした、交流会ということで実施をいたします。

質問 (委員)

対象は団体か。

回答 (豊島区民社会福祉協議会 総務課長)

団体で活動しているという方も大丈夫ですし、個人でこれから地域活動を始めてみたいという方も対象としております。

意見 (委員)

実施するというのは分かるのだが「町会で回覧してください」というレベルではないのではないか。町会宛だとか団体宛というのなら分かるが、回覧というのは個人に回るものだから。回覧すれば、まずは質問が町会の役員に来るので、しつこいようだけれども質問させていただいている。

回答 (豊島区民社会福祉協議会 総務課長)

団体については、それぞれに周知させていただいておりまして、今回は、個人でこれから活動を始めていきたい方等を対象にした部分での回覧ということで、お願いさせていただければと思っております。

質問 (委員)

ということは、町会での回覧は「こういうことをやっているよ」という案内程度と理解してよいね。

回答 (豊島区民社会福祉協議会 総務課長)

イベントがあるということを知っていただくということでも、活用していくことができればと思っております。回覧の可否についての判断も、各町会で決めていただいても構いませんので、よろしく願いいたします。

1. 救援センター開設運営訓練について

(説明：防災危機管理課 防災事業係長)

質問 (委員)

日程については変更はないね。

回答 (防災危機管理課 防災事業係長)

春に提示した日程と変わりありません。訓練内容のお知らせとともに、スケジュールをお伝えしたまでです。

質問 (委員)

回覧等も従来どおり、防災危機管理課で用意していただけるということでしょうか。

回答 (防災危機管理課 防災事業係長)

各地区担当の防災指導員がおりますので、防災指導員を通して、掲示物やチラシ等必要でありましたら連絡をとっていただければと思います。

質問 (委員)

「必要であれば…」というのは、やらなくてもよろしいということか。個々にオーダーを出さないといけないのか。

回答 (防災危機管理課 防災事業係長)

いつも各町会で防災指導員とやり取りをしていると思いますので。

質問 (委員)

長崎1～3丁目町会は今年の2月に実施したが、その時と同じ形で、いわゆる受け入れる側の訓練だよね。それを2年連続やるということか。この資料は一般の方に回覧できるものではない。

回答 (防災危機管理課 防災事業係長)

一般の方はX(旧・ツイッター・SNS)や、学校でも「すぐーる」(学校・保護者連絡システム)というものを使いまして、保護者の方とかに来ていただくようには周知しております。あと「ピアッザ」という、子育て世代のお母さん方とかが使っているSNSがあるのですけれども、そういうところにも周知はしております。

質問 (委員)

大災害があった時に、避難されてくる方を受け入れる側の訓練だよね。それは今年の2月にもやった。一般の方、逃げてこられる方の訓練は2年連続ないということだよね。

回答 (防災危機管理課 防災事業係長)

避難してきた方も含めて、避難所の運営は皆さんでやることになっています。

質問 (委員)

そう言われても学校の中に避難してくる方はかなり小さい子や、多くは高齢者の方だよね。その方たちに「避難してきたからあなた方も手伝って」というのが区の姿勢か。80歳代を超えた方が、何かのお手伝いをできると考えているのか。

回答 (防災危機管理課 防災事業係長)

避難してきた方全員で、その方ができることをやってもらうことにしています。

質問 (委員)

町会には防災組織というのがある。6年度の訓練はそういう人間を連れて出ていったのだが、一般の方、どこかで掲示板を見て来られた方は、どうかたちでその場所にいらっしゃると考えているのか。

回答（防災危機管理課 防災事業係長）

町会のご協力ももちろんですが「救援センターはこうやって開設・運営します」というところを皆さんに分かっていただかないと、町会の負担になってしまいます。そこで、皆さんに「こういう風にやりますよ」「災害で救援センターを開設・運営する時はぜひやってくださいね」というところも、理解も含めて参加してもらいます。

質問（委員）

そうであるならば、一般の方に回覧を回して全体的に募ったほうが良いではないか。救援センター運営者の訓練なのか、一般の方も含めた訓練なのか、趣旨が分からない。

回答（防災危機管理課 防災事業係長）

そうですね。理解・説明が足りませんでした。

質問（委員）

そのうえで、また同じ訓練を繰り返すのか。訓練は毎年やることになったよね。

回答（防災危機管理課 防災事業係長）

毎年実施するにあたり、各町会で実施する内容に差ができては良くないと思ひまして、来年度から統一した内容にするために、ここでおさらいということも含めて、今回は訓練内容を一連の流れでやるということになります。

意見（委員）

それを最初に言わないと何の意味もない。

回答（防災危機管理課 防災事業係長）

私の説明不足でした。

質問（委員）

要は、幅広い方に周知して「皆さん参加してください」というのが今回の趣旨だね。昨年とは変わっていないわけだね。昨年も合同訓練を実施したが、それと同じスタイルでやるということだね。

回答（防災危機管理課 防災事業係長）

昨年は実際に災害が発生したと仮定して「救援センターに皆さんが集まりました」「次に門を開けて入ります」「入った後に開設キットを使って本部を立ち上げます」「本部を立ち上げた後、各班割りをして、安全点検をする班は安全点検をします。受付をする班は受付をします」それで「参加者に避難者役もやってもらって、安全点検を行った後に、この施設が大丈夫だと分かったら、避難者を受け入れますよ」というのを、今年は一連の流れでやろうかなと思っています。

質問（委員）

その流れは分かるが、今度の訓練に参加を呼びかける人の対象がどこまでなのかがはっきりしていない。

質問（委員）

簡単に言うと、回覧を回して、それを見た方はどなたでも参加しても良いのかということを聞いている。

回答（防災危機管理課 防災事業係長）

そのようにお話しさせていただいております。

質問（委員）

それでは回覧はそちらで用意してくれるね。

回答（防災危機管理課 防災事業係長）

周知のためということですね。

意見（委員）

先ほど話があった「個々に相談して…」というのは、地域防災訓練は各地域で内容が違ってくる、個々に相談してチラシを作っていたらいいが、今度は合同訓練だから、区主催の統一した内容でやるわけで、我々はそれに従うだけだから、区としてチラシを用意するのかと聞いたから、さっきはそういう答えではなかったので、混乱してしまった。

回答（防災危機管理課 防災事業係長）

救援センターの開設訓練については用意します。

意見（委員）

話が込み入っているのだが、いわゆる合同訓練という言い方は別として、救援センターの運営訓練ということでは、ステップ・バイ・ステップでレベルを上げていかないといけないと思っている。いつまでも全員参加型、区民参加型だと、啓蒙のためには良いけれども、それと、さきほど説明された、いわゆる「お年寄りでも何でも、分に應じてやってください」という精神は、その通りだと思うけれども、実際の運営では各部署でリーダーが必要になる。だから、今後の訓練は、啓蒙の時代が終わったらリーダー育成の部分でやっていかないと、実際には立ち行かない部分があると思う。

よく言うのは、その運営の骨子で「豊島区の職員が最終的にはリードするけれども、3～4日間は救援センターに行かれないから、それまでは皆さんで運営をやっていてください」というのが今までの説明であるし、その通りだと思う。だから、ずっと全区民参加型というのだったら、啓蒙で終わってしまうから、実力を発揮できないというのがあるわけだ。だから、今回そういう段階のステップになったのか、従来通りの全区民参加型で「こういう問題、個々にこういうことを皆さん知っておいてくださいね」ということなのか、そこをはっきりしてほしいというだけの話だ。

回答（防災危機管理課 防災事業係長）

まず、リーダー的な存在のところなのですけれども、そこもいろいろな町会から要望がありまして、今、豊島区で助成金を出している防災士、また女性の視点で避難所を見直して運営しているという、女性の防災リーダーというものも育成してまして「豊島防災チーム」というものを作って、各救援センターに防災士は2人、女性の防災リーダーは3名ずつを基準に募集中で、そういうリーダー的な存在を育成して配置することを進めています。

救援センターについては、参集するのに3～4日ということはないと思うのですけれども、最初に職員も行きますが、いろんな人が関わってみんなでやった方が良いので、町会のご協力をいただくことは必要だと思っているのですけれども、町会の役員の方以外にも、いろいろな人に、どうやってセンターの運営を進めていくのかは知っていただいた方が良く、知識ゼロから「これをやってくれ」というよりも「じゃあ、救援センターの居住スペース、マンホールトイレを作ってくれ」というように訓練を行っていきたいと思います。

質問（委員）

その辺の趣旨はおっしゃる通りだと思うので、それで良い。それで、今回はどういう形でやるのか。先ほどの説明だと、従来と変わったような感じている。だから救援センター対象の区民全員に「都合の良い人は全員来てください」という考え方の中での訓練なのか。

従来の方針は、準備した職員などが最初は来られないから「最初は地域で運営していただきます」というのが従来の方針だよね。だから門扉の鍵も「今度は暗証番号で開錠しよう」だとか、そういうことを積み上げてきたわけではないか。そういう訓練の積み上げは関係ないとおっしゃるのか。

回答（防災危機管理課 防災事業係長）

そこは変わっていないです。

質問（委員）

今度の訓練は全区民参加型なのか、もちろんその救援センターの対象区民だけれども。例えば長崎小学校だったら1～3丁目の区民全員を対象として「皆さん参加してください」ということなのか、そうでないのか。今までは「皆さん参加してください」ということだよね。たまたまその中で、町会とかがあるので、例えば場所によっては他の団体もあるかも分からないけれども、そういうところが人を集めて、さらに広報をしていったわけだ。

今度は、そういうことの延長ではないのか。「一歩進む」という言い方は変だが、現在各地域防災では、リーダーになっている方々が救援センターのリーダーになるべく、そういう部分で絞った訓練なのか。どちらなのかということをお初からお伺いしている。

回答（治安対策担当課長）

私も防災危機管理課の担当者に確認しましたが、今回の設置訓練に関しては指定された地区の皆さんに参加していただくことにしております。ただ、今のお知らせの中では、役員の方に対してのご説明になるかと思えます。それで、地区ごとに回覧書類とかが必要でありましたら、ご要望に応じて防災危機管理課の方へ連絡していただければ、お配りするという形で今、検討しているということでございます。

質問（委員）

「必要であれば…」ということだと、合同訓練というのは誰が周知するのか、どういう媒体で周知するのか。例えば、長崎小学校だと令和8年2月15日に実施するというのは前から決まっている話だが、改めてこういう内容で「皆さんいらっしゃってください」という知らせだとか、そういう広報は誰がどういうルートでやるのか。

回答（治安対策担当課長）

今のお話のとおり「回覧が周知するのに一番伝わる」ということでしたら、防災危機管理課長にお話して、回覧等の手配についてお話をさせていただきますので、お時間をいただければと思います。

意見（委員）

回覧の内容も大事。また、こういう話を区政連絡会で区の方が行われるのであれば、区の姿勢は一貫していなければいけない。

意見（委員）

地域の防災訓練なら我々が主体だが、救援センター開設運営訓練は区が主体である。「チラシは必要なら…」などと言うから混乱するのである。

回答（治安対策担当課長）

防災危機管理課長に皆様のご意見を説明させていただきたいと思います。

意見（委員）

防災の方と危機管理の方で統一して、今回の救援センター開設・運営訓練は「こういうものを趣旨として、こういう方を対象に行います」というものを町会長に出してほしい。

回答（防災危機管理課 防災事業係長）

分かりました。

質問（委員）

広報物は豊島区で用意してくれるね。「救援センターでやりますよ」という広報は、もちろん全般的なチラシにするが、我々も町会ルートでとか、各団体ルートでも回覧とかいろいろな形で、案内する方法があるわけだが、今回は救援センターの案内だから、区で統一したものを作って回していただけるわけだね。

回答（防災危機管理課 防災事業係長）

掲示板・回覧物を用意いたします。

2. 防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ

- (1) 防犯機器等購入緊急補助事業について【掲示】
- (2) 特殊詐欺被害の防止対策について【回覧】

(説明：治安対策担当課長)

質問 (委員)

防犯対策用品の件だが、回覧用のチラシはいただけるのか。説明では掲示板のチラシだけのようなのだが。

回答 (治安対策担当課長)

今回お願いしているのは掲示板ですが、ご要望がございましたらお送りさせていただきます。

質問 (委員)

申請用紙はどうなっているのか。

回答 (治安対策担当課長)

申請方法につきましては郵送、電子申請、窓口申請と3つございます。そのうちの窓口申請の場合ですと2つやり方がございまして、ホームページからダウンロードして書き込む場合と、3つの窓口で申請用紙を用意しております。本庁舎の5階の防災危機管理課、東部区民事務所、西部区民事務所、こちらでもご要望がございましたら印字したものをお渡しできます。

意見 (委員)

うちの地域は高齢者ばかりなので、電子申請とかホームページからダウンロードするは無理だ。だから紙で申請ができるようお願いしたい。

3. 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて

(説明：福祉総務課長)

質疑なし

4. 民泊条例改正について

(説明：生活衛生課長)

質問 (委員)

民泊条例改正が議会で議決されたのは見ていたのだが、改正内容を施行するのにまる1年かかるというのは、どうしてか。

回答 (生活衛生課長)

改正内容は既存施設にも適用していきます。当初は7月くらいを予定していたのですが、既存施設の中には既に予約が入っているところもあり、場合によっては補償問題にも発展することがあるということと、国の指針の中にも「周知期間を取るように」といったところもございまして、1年間といたしました。もっと早く「4月から施行してほしい」という意見もございしますが、既存施設にも適用していくというところがありますので、1年後という形になります。

質問 (委員)

民泊のシールは外から見えるところに貼ってあるのか、それとも建物内の部屋のドアに貼ってあるのか。

回答 (生活衛生課長)

玄関の外に貼ってあります。外から見えます。

質問（委員）

マンションの中で一部屋だけを使っている場合でも、そのマンションの外側に貼ってあるのか。

回答（生活衛生課長）

マンションの場合は、集合ポストに貼ってあります。

質問（委員）

区政連絡会で民泊の話が出たときに、旅館業で届けられると、民泊と違う問題が出てくると言われたが、それは今回の条例改正でクリアされているのか。

回答（生活衛生課長）

今回の条例改正は、あくまで住宅宿泊事業法の、こちらの青い標識が貼ってあるものになります。旅館業は別の法律条例になっておりますので、まずは住宅宿泊の民泊の方を整理したというかたちになります。旅館業の方も動きを注視しており、今後どう変えていくかを検討しているところです。

質問（委員）

例えば小さなマンションを全室民泊にする場合に、旅館業の方で届けられた場合は、現時点ではどうにもならないという理解で良いか。

回答（生活衛生課長）

民泊で営業しているものが旅館業で届け出て許可をした場合には、民泊ではなく旅館業になります。旅館業になると365日営業できるようになりますが、それなりの体制がないとできません。というのも、民泊の場合は「30分で駆けつける」ということなのですけれども、旅館業のほうは「人がいない場合には10分で駆けつけてください」という規定になっておりますので「10分以内に駆けつけられる場所も用意しなければいけない」というところで、民泊よりもかなり体制を整えてやらないとできません。そういった体制ができないところには我々は許可を出しませんので、気軽にシフトすることはできないと考えています。

質問（委員）

民泊のごみ置き場の件だが、実はうちの町会にも1軒ある。ごみが前日の夜から置いてあり、なおかつ道路にはみ出して、通行に困っているという状態がある。ごみの規制はどうなっているのか。

回答（生活衛生課長）

民泊は事業ですので、事業系ごみでの契約になります。ですので区の方で収集はしております。民泊で契約した事業系のごみ収集会社が収集に来ることになります。お話を伺ったところでは、ごみ庫を設置してあるにもかかわらず、ごみ庫が溢れているということですので、そういったところは事業者には指導いたしますので、区の方にご連絡をいただければと思います。

質問（委員）

豊島区では集めていないということか。

回答（生活衛生課長）

区としては集めていないです。

質問（委員）

それでは、そのたびに電話するのだね。

回答（生活衛生課長）

大変申し訳ないのですが、そうしていただければ事業者には指導を行っていきます。

質問（委員）

「住居専用地域」とかの制限だが、それで新規開設を不可とするのは仕方がないと思うが、既存の施設で、例えば営業譲渡されて経営者が変わったような場合でも継続されていくのか。それともどこかに歯止めがかかるのか。駆け込み需要というのがあると思うが、その辺の対策をどう考えているのか。

回答（生活衛生課長）

住宅宿泊事業法においては「譲渡」というものではありません。旅館業の方は「譲渡」というのがあるのですけれども、住宅宿泊事業法の民泊に関してはありません。「駆け込み需要」についてですが、駆け込んだところで「120日間」という期間の縛りはかかってきます。いずれ営業日数は絞られてきますので、あまり駆け込んでくるということは想定していません。

質問（委員）

営業譲渡はないということだが、隠れ営業譲渡というのはわからないよね。

回答（生活衛生課長）

我々が把握している事業者からは定期報告を受けておりますので、その事業者が変わると定期報告がなかったり、こちらからも連絡がつかなくなってしまうので、隠れて誰かが勝手にやっているということはないと考えています。

5. 健康推進課および長崎健康相談所の担当区域の一部変更について

（説明：長崎健康相談所長）

質問（委員）

担当が変更になった地域の住民の方にはどんな広報を行うのか。

回答（長崎健康相談所長）

年明けに豊島区の広報でお知らせするとともにホームページや、「母子も（ボシモ）」といって、乳幼児がいらっしゃるお母様方が登録していただいているアプリがありますので、それで周知していきたいと思っています。

6. 区民活動推進課からのお知らせ

（1）ZOOM勉強会の開催について

（2）令和7年度町会セミナーの動画について

（説明：西部区民事務所長）

（1）ZOOM勉強会の開催について

質問（委員）

ZOOM勉強会は誰でも参加できるのか。

回答（西部区民事務所長）

区政連絡会の開催なので基本的には町会長を対象としております。ただ、既に開催している地区の方でも「もう一回勉強したい」ということで、ご参加いただく場合があります。

（2）令和7年度町会セミナーの動画について

質問（委員）

視聴用の動画は、どうかたちで貸していただけるのか。

回答（西部区民事務所長）

YouTubeで視聴するかたちです。

回答（西部区民事務所 地域振興係長）

インターネットで見るようなイメージです。視聴のためのQRコードをお知らせします。

回答（西部区民事務所長）

インターネットでの視聴が難しいということでしたら、DVDに録画して配布することも検討したいと思います。

町会連合会案件

1. 東京都かわら版について

（説明：豊島区町会連合会 事務局長）

質疑なし

会 議 録

◇詳細・・・・・・・・西部区民事務所地域振興グループ 電話03-4566-4022

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度 12月期 第七地区区政連絡会
事務局 (担当課)		西部区民事務所
開催日時		令和7年12月12日(金) 午前10時00分～11時14分
開催場所		南長崎第四区民集会室
案 件		他機関案件 「令和7年分 確定申告のお知らせ」について【回覧】 - 目白警察署からのお知らせ【回覧・掲示】 - 会員募集チラシの掲示依頼【掲示】 - 第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について【回覧】 豊島区案件 - 救援センター開設運営訓練について - 防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ (1) 防犯機器等購入緊急補助事業について【掲示】 (2) 特殊詐欺被害の防止対策について【回覧】 - 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて - 民泊条例改正について - 区民活動推進課からのお知らせ (1) ZOOM勉強会の開催について (2) 令和7年度町会セミナーの動画について 町会連合会案件 - 東京都かわら版について
公開の可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	田中 英治 委員長（南長崎六丁目町会）	
		西條 敬子 副委員長（南長崎五丁目町会）	
		河原 弘明 委員（南長崎三丁目北部町会）	
		小出 幹雄 委員（南長崎三丁目南部町会）	
		高橋 巖 委員（南長崎四丁目町会）	
	説明者	豊島税務署 木田 総務課長補佐	目白警察署 須山 警部補
		目白警察署 坂下 巡査部長	シルバー人材センター 金子 事務局長
		豊島区民社会福祉協議会 小林 地域福祉課長	
		防災危機管理課 小巻 防災事業係長	治安対策担当課 田中 治安対策担当係長
福祉総務課 増山 災害対策係長		生活衛生課 田口 環境衛生係長	
常 任 相談役	田中 西部区民事務所長	豊島区町会連合会 星野 事務局長	
	垣内 信行	ふま ミチ	
宮崎 けい子			
欠席者	地区連 絡 担当課	鈴木 学務課長	
事務局	藤田 区民部長		
	西部区民事務所 地域振興係長	地域振興係員	

質疑応答要旨

他機関案件

1. 「令和7年分 確定申告のお知らせ」について【回覧】

(説明：豊島税務署 総務課長補佐)

質疑なし

2. 目白警察署からのお知らせ【回覧・掲示】

(説明：目白警察署 警部補、巡査部長)

意見 (委員)

過日、私の携帯に掛かってきた詐欺電話の話を紹介する。

相手は「カワハラさんですね」と聞いてきたが、私は、知らない電話番号の時には絶対に名乗らないことにしている。向こうが「そうですね」と聞くので「はい」という返事だけはした。その後「埼玉県警に来てくれるか」と言い始めた。「はい」と答えたが、相手は「行きます」という言葉を捉えようとしているのかなと思って「行く」とは答えなかった。それで「誰宛に行ったらいいのだ」と聞いたら、ある名前を名乗ったので、私は電話を切った。固定電話ではなくて自分の携帯に掛かってくるというのは、怖さを感じるので、そのあたりも警察内で共有していただければと思う。

「デジポリス」の件だが、今回機能が加わるということで操作したら、結構手間だった。もう少し簡単にできなかったかなという気がする。

あと、スマホの機能の中で、登録していない電話番号は音が鳴らないようにして、留守電には入れられるように設定していたのだが、知っている方々から何回も電話をいただいたのに対応できなかったことがあったので、今は解除している。知らない電話番号の電話に出るときの注意というか、そのあたりも皆さんに喚起していただけたらと思う。

3. 会員募集チラシの掲示依頼【掲示】

(説明：シルバー人材センター 事務局長)

質疑なし

4. 第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について【回覧】

(説明：豊島区民社会福祉協議会 地域福祉課長)

質問 (委員)

民生委員の方も参加する場合は有料になるのか。

回答 (豊島区民社会福祉協議会 地域福祉課長)

申し訳ないのですが、有料です。

意見 (委員)

新しく民生委員になっていただいた方がいるので、そういう方にぜひ行ってもらいたいと思っている。

豊島区案件

1. 救援センター開設運営訓練について

(説明：防災危機管理課 防災事業係長)

質問 (委員)

昨年度実施した訓練との違いは、具体的にはどんなことがあるか。それとも同じようなことをやるのか。

回答 (防災危機管理課 防災事業係長)

昨年度は一つずつ丁寧に説明をしていました。そこまで丁寧な説明とまではいかないのですが、今考えているのは、まず体育館に集まって「今日、こういう訓練をやります」と言って、皆さんに外に出ていただいて、校門だったり入り口について「カギを開けますよ。こうやってやりますよ」と確認していただいて、「それでは皆さん、中に入りますよ」というように、去年実施したことを復習しながら一連の流れでやろうと思っています。

質問 (委員)

参加者について前回「来年度やる時には、一般の町会の方も参加できるように」という声があったと思うのだが。今回はまだ役員クラスだけでよいのか。

回答 (防災危機管理課 防災事業係長)

今まではコロナ禍の配慮もしていたので、人数を限定していましたが、やはり広く知っていただきたいと思いまして、今年度からは人数などの制限をなくし、広く呼び掛けていただきたいと思っています。

2. 防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ

(1) 防犯機器等購入緊急補助事業について【掲示】

(2) 特殊詐欺被害の防止対策について【回覧】

(説明：治安対策担当課 治安対策担当係長)

質疑なし

3. 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて

(説明：福祉総務課 災害対策係長)

質疑なし

4. 民泊条例改正について

(説明：生活衛生課 環境衛生係長)

質問 (委員)

資料の右上の青い標識だが、これが貼られていないと民泊ではないということだね。それが12月15日から適用されるということか。

回答 (生活衛生課 環境衛生係長)

この標識自体は平成30年に事業が始まったときから義務付けされていて、掲示していなければいけないことになっております。

質問 (委員)

「町会加入の協議の実施」がルールに加わったというのが、町会加入は強制か。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

強制ではありません。町会の中での要望もあったので、町会加入についての協議をしていただくということです。入ることは強制ではなく、事業者の判断になります。どこかで一回は、そういう話をさせていただいて「どうするのか」を報告していただくことになります。

質問（委員）

その前に事前説明会の実施というのもあるので、その時に町会とコンタクトがあると思うのだが、そういう時に一緒に協議ということになるのか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

そうですね。協議の場については直接行かれる場合と、それから説明会の場面だとか、いくつかの場面が考えられると思いますので、説明会など、どこかの場で協議を行っていただいて、ご報告をいただくということを求めています。説明会については、事業者が周辺の住民の方に対して「〇月〇日に行います」という案内を行います。

質問（委員）

周辺の住民に対して行うのか。町会単位ということではなくて、民泊の施設の周辺の人だけということか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

そうです。民泊を予定している施設の敷地境界から20mの範囲ということです。

質問（委員）

では、その20mの範囲の住人に、まず説明が行くということだね。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

そうです。まずは今まで通り「これから始めます」という案内文が、ポスティングされます。合わせて「〇月〇日説明会を行います」という案内もして、単に紙面で案内するだけではなく、意見交換とか説明を受けるという場を持っていただくということになっています。

質問（委員）

そうすると、許可申請を豊島区に行ったときに、その辺の行政指導は必ずあるということだね。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

そうです。定められたことを行っていないと、書類としては不備となります。

質問（委員）

昨今メディアで民泊の件が相当取り上げられていて、どの地域も大変なのかなと感じている。豊島区も同じように条例を作ってやるようになったが、優良業者というか、その方々から「うちは大丈夫だから普通に営業させてほしい」という言葉が出たかと思うが、その辺はクリアできたのか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

確かに一部の事業者からは「うちはしっかりやっているから、救済をしてほしい」というようなお話が来ております。そこに対してどういう対応をするかは、継続して協議することになっています。ただ、実際に優良と言っているところの内容を見ても、普通のルール通りにやっているというだけの話であって、当たり前のことを行っているということです。

「優良」という言い方は我々はしていないのですが、ただ、しっかりやっけていられる業者もいることは認識しておりますので、そちらに対しての配慮を具体的にはどうするかは、継続検討になっております。

意見（委員）

結局のところ、宿泊される方々が周りの環境を意識して、静かにしていただくことが重要なことだと思っている。外へ出て騒いで、宿の中でも大騒ぎして近隣に迷惑をかけており、それが一番のネックになっていると思うので、その辺りは事業者へ徹底してもらい、しっかり管理することをお願いすべきことだと思っている。

質問（委員）

この条例ができて令和8年12月16日から施行ということだが、それまでに駆け込みで、今の緑色の地域に施設を作ろうという動きは、見えてはいないか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

この案ができて施行されることをアナウンスした後、こちらも、駆け込みで申請が来るのではないかと懸念はしていましたが、思ったほどは来なくて、逆にいくつかの業者からは「規制が強くなったら、もう民泊は止める」というような話が来ているところです。この後どうなるかは、まだ分からないのですが、ここ最近、我々が思っていたのとは違って、そんなに多くは駆け込みが来ていないという状況になっています。

質問（委員）

それと、私は何回も言っているが、民泊と旅館業の違いはどうか。旅館業の方は普通に緑色の地域でもやろうと思ったらできるわけだね。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

旅館業の場合は元々、住居専用地域と文教地区ではできません。

質問（委員）

鍵の受け渡しが対面でなければならないと言われているが、実際にキーボックスが置いてあって、ボックスを開けている姿を見ている。そのあたりも業者への徹底は、しっかり行うということでしょうか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

豊島は他の自治体と違って「鍵の受け渡しは対面」を求めています。それが実際にできていないのではないかという、情報提供が多々あります。そこは我々としても、しっかり確認しなければいけないということで、これからになりますが、鍵の受け渡しについて徹底しているかどうか、やっているかどうかというのを確認していく考えです。

質問（委員）

旅館業の方は、鍵の受け渡しはキーボックス等でやってもよいということか。

回答（生活衛生課 環境衛生係長）

旅館業も鍵の受け渡しは対面というところを求めています。

意見（委員）

うちのはす向かいの家で、旅館業でやっているところがあり、キーボックスが下がっている。宿泊の方々がそこへ来て、電話をかけてキーボックスの開錠番号を聞いて開けているような姿を確認しているので、そのあたりも管理はしっかりしていただきたい。

5. 区民活動推進課からのお知らせ

- （1）ZOOM勉強会の開催について
- （2）令和7年度町会セミナーの動画について

（説明：西部区民事務所長）

質疑なし

町会連合会案件

1. 東京都かわら版について

（説明：豊島区町会連合会 事務局長）

質疑なし

会 議 録

◇詳細・・・・・・・・西部区民事務所地域振興グループ 電話03-4566-4022

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度 12月期 第八地区区政連絡会（オンライン会議）	
事 務 局 （担当課）		西部区民事務所	
開催日時		令和7年12月9日（火） 午前9時55分～11時30分	
開催場所		西部区民事務所 2F会議室	
案 件		区内関係機関案件 1. 目白警察署からのお知らせ【回覧・掲示】 2. 「令和7年分 確定申告のお知らせ」について【回覧】 3. 会員募集チラシの掲示依頼【掲示】 4. 第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について【回覧】 豊島区案件 1. 救援センター開設運営訓練について 2. 防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ （1）防犯機器等購入緊急補助事業について【掲示】 （2）特殊詐欺被害の防止対策について【回覧】 3. 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて 4. 民泊条例改正について 5. 千早図書館の休館及び臨時窓口の開設について 6. 区民活動推進課からのお知らせ （1）ZOOM勉強会の開催について （2）令和7年度町会セミナーの動画について 町会連合会案件 1. 東京都かわら版について	
公開 の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	

出席者	委 員	青柳 徳俊 委員長(長崎五丁目町会) 今井 敬二 委員(長崎四丁目町会) 長澤 温康 委員(長崎六丁目町会) 川田 隆男 委員(千早三丁目町会)	柿沼 正昭 副委員長(要町三丁目町会) 東 明男 委員(千早二丁目町会) 武内 千鶴子 委員(千早四丁目町会)
	説明者	目白警察署 山崎 警部補 豊島税務署 橘内 連絡調整官 豊島区民社会福祉協議会 田中 共生社会課長 小島 治安対策担当課長 水野 生活衛生課長 田中 西部区民事務所長	目白警察署 澤田 警部補 シルバー人材センター 金子 事務局長 防災危機管理課 小巻 防災事業係長 福祉総務課 増山 災害対策係長 宮下 図書館課長 星野 豊島区町会連合会事務局長
	常 任 相談役	有里 真穂	
	欠席者	地区連絡 担当課長 五十嵐 行政経営課長	
事務局		藤田 区民部長	
		西部区民事務所 地域振興係長	地域振興係員

質疑応答要旨

【他機関案件】

1. 目白警察署からのお知らせ

(説明：目白警察署 警部補)

質問 (委員)

最新の「メールけいしちょう」を見ると他区の事が出ますが、目白管内だけ出すという事は出来ないのですか。

回答 (警部補)

地区の登録が出来ますので、豊島区で登録をして頂ければと思います。

質問 (委員)

防犯キャンペーンについて説明をお願いします。

回答 (警部補)

今回は、12月25日に雑司が谷駅と1月29日の要町駅になっています。ご協力頂ける場合は、生活安全課にご連絡をお願いします。

2. 「令和7年分 確定申告のお知らせ」について

(説明：豊島税務署 連絡調整官)

質疑なし

3. 会員募集チラシの掲示依頼

(説明：シルバー人材センター 事務局長)

質問 (委員)

会員募集についての説明は、よくありますが、利用者への説明がないですね。どんな仕事をしているのか、費用はどの位なのか、という説明がないと思います。

回答 (事務局長)

どのような仕事があるのか、分かり易いパンフレットを作りましたので、町会の皆様にも見て頂けるように考えていきたいと思っています。

質問 (委員)

祭礼の補助というお仕事があるという事で、祭礼の時の警備が少ないので、警備を頼む事ができるのでしょうか。

回答 (事務局長)

実際に他の地区で、祭りの時のお手伝い、ご案内、人員の整理という様な当日のみの仕事を受けています。どの様な事をご希望なのか、料金などもお話が出来ますので、是非ご相談頂きたいと思っています。

4. 第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について

(説明：豊島区民社会福祉協議会 共生社会課長)

質疑なし

【豊島区案件】

1. 救援センター開設運営訓練について

（説明：防災危機管理課 防災事業係長）

質問（委員）

集合時間等は、2月にわかるのですね。

回答（防災事業係長）

訓練時間は、9時から11時になります。

質問（委員）

令和8年度の訓練については、2月の区政連絡会でご案内頂けるという事でいいですか。

回答（防災事業係長）

例年通り、令和8年度の訓練の日程等は、2月の区政連絡会でご案内します。

質問（委員）

参加人数は、どの位ですか。

回答（防災事業係長）

以前は、コロナの事がありまして、参加人数を制限していましたが、今年度からは制限をせずに広く周知しておりますので、出来るだけ多くの方に参加して頂き、開設運営を理解して頂きたいと思っております。

2. 防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ

（1）防犯機器等購入緊急補助事業について

（2）特殊詐欺被害の防止対策について

（説明：治安対策担当課長）

質問（委員）

2枚共、回覧ですか。

回答（治安対策担当課長）

防犯機器等は掲示で、特殊詐欺は回覧になります。

質問（委員）

防犯機器等の購入のちらしも回覧したいので、頂きたいです。

質問（委員）

他の町会もご要望がある様なので、第8地区は、回覧用として準備お願いしてもいいですか。

回答（治安対策担当課長）

はい、回覧という形で準備致します。

3. 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて

(説明：福祉総務課 災害対策係長)

質疑なし

4. 民泊条例改正について

(説明：生活衛生課長)

質問 (委員)

回覧で皆さんにお知らせしたいので、回覧数が欲しいのですが。

回答 (生活衛生課長)

回覧の部数を用意します。

質問 (委員)

制限日数等、守られていない場合は、気が付いた時にご連絡するのですか。

回答 (生活衛生課長)

はい、区にご連絡頂きたいと思います。

質問 (委員)

民泊のシールが貼っていないのに、人の出入りがあったりしたら、お知らせしていいのですか。

回答 (生活衛生課長)

ご不明な事がありましたら、ご連絡下さい。剥がれてしまっているのか、旅館業に変わった等ありますので、ご連絡頂けたらと思います。

質問 (委員)

「トラブル発生時、区民の要請に応じて話し合いの場の設置」とありますが、町会が関与する事は、可能なのですか。

回答 (生活衛生課長)

町会が関与したい場合も問題ありません。トラブル発生時に事業者や管理業者が表に出てこないです。それを引っ張り出す規定もありますので、是非とも関与して頂きたいと思います。

質問 (委員)

町会長宛に条例の内容等の書類を頂く事は、可能ですか。

回答 (生活衛生課長)

条文は、先週公布されていますので、お配りする事は出来ます。回覧と共にご用意します。

意見 (委員)

各町会に回覧と条例の案文を公表出来るようでしたら、お届け頂きたいと思います。

回答 (生活衛生課長)

かしこまりました。

質問（委員）

民泊のステッカーは、昔からやっている民泊も貼ってありますか。

回答（生活衛生課長）

貼ってあります。

質問（委員）

何年前位からですか。

回答（生活衛生課長）

平成30年から始まっていますので、7年前です。

質問（委員）

貼っていない場合は、もぐりって事ですか。

回答（生活衛生課長）

旅館業である場合があります。

質問（委員）

民泊か旅館業なのかは、連絡すれば教えてもらえますか。

回答（生活衛生課長）

はい、ご連絡をお願いします。

質問（委員）

豊島区に民泊は、何件位あるのですか。

回答（生活衛生課長）

現在、1827件です。

意見（委員）

ステッカーが貼ってあるのかを1件、1件、役所で確認して欲しいです。

回答（生活衛生課長）

現在、区の方で廻って見ております。

質問（委員）

区から我々に民泊のリストを頂ければ、こちらで廻ることが出来ますよ。

回答（生活衛生課長）

来年度になりますが、他の地区からのご要望がありまして、町会毎にリストを纏めてお配りしたいと思っております。

5. 千早図書館の休館及び臨時窓口の開設について

(説明：図書館課長)

質問 (委員)

令和8年の6月位迄は、使えるという事ですか。

回答 (図書館課長)

現存の図書の整理する作業がありますので、3月16日から休館になります。

質問 (委員)

今度は、どのような建物になりますか。

回答 (図書館課長)

新しい図書館像という事で、交流スペースでお話出来る様になります。1フロアは、静かに本を読んで頂きます。もう1つのフロアは、交流が出来る様に話す事が出来て、カフェの利用等、今までの図書館とは違い、行って楽しいと思います。

6. 区民活動推進課からのお知らせ

(1) ZOOM勉強会の開催について

(2) 令和7年度町会セミナーの動画について

(説明：西部区民事務所長)

(1) ZOOM勉強会の開催について

質問 (委員)

勉強会は、皆さん出席されるのではないですか。

回答 (西部区民事務所長)

現在、オンライン開催していない第2地区、第3地区、第6地区が主に対象になりますが、第8地区の方もご参加可能です。

質問 (委員)

第8地区は、今回の様にスマホを使わないでやるという事ですか。

回答 (西部区民事務所長)

出来ればご自宅での思いはありますので、是非勉強会にご参加頂ければと思います。

質問 (委員)

2月の区政連絡会は、オンラインですか。

回答 (地域振興係長)

2月の区政連絡会は、対面で開催します。

【町会連合会案件】

1. 東京都かわら版について

(説明：豊島区町会連合会事務局長)

質疑なし

会 議 録

◇詳細・・・・・・・・西部区民事務所地域振興グループ 電話03-4566-4022

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度12月期 第九地区区政連絡会（オンライン開催）		
事 務 局 （担当課）		西部区民事務所		
開催日時		令和7年12月10日（水） 午前10時00分～11時30分		
開催場所		西部区民事務所 2F会議室		
案 件		区内関係機関案件 「令和7年分 確定申告のお知らせ」について【回覧】 - 目白警察署からのお知らせ【回覧・掲示】 - 会員募集チラシの掲示依頼【掲示】 - 第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について【回覧】 豊島区案件 - 防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ - 防犯機器等購入緊急補助事業について【掲示】 - 特殊詐欺被害の防止対策について【回覧】 - 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて - 民泊条例改正について - 健康推進課および長崎健康相談所の担当区域の一部変更について - 区民活動推進課からのお知らせ - ZOOM勉強会の開催について - 令和7年度町会セミナーの動画について 町会連合会案件 - 東京都かわら版について		
公開 の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由		
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由		

出席者	委 員	塚田 義信 委員長（高松二丁目町会） 織田 盛男 委員（要町一丁目町会） 田口 芳民 委員（高松三丁目町会） 大槻 正臣 委員（千川二丁目町会）	和田 健男 副委員長（要町二丁目町会） 吉田 雅明 委員（高松一丁目町会） 島津 仁美 委員（千川一丁目町会）
	説明者	豊島税務署 橘内 連絡調整官 目白警察署 山崎 警部補 シルバー人材センター 金子 事務局長 小島 治安対策担当課長 水野 生活衛生課長 田中 西部区民事務所長	目白警察署 須山 警部補 豊島区民社会福祉協議会 小林 総務課長 小林 福祉総務課長 岡崎 長崎健康相談所長 星野 豊島区町会連合会事務局長
	常 任 相談役	小林 ひろみ 西崎 ふうか	辻 薫 原田 たかき
	地区連絡 担当課長	今井 高齢者福祉課長	
	事務局	藤田 区民部長	
	事務局	西部区民事務所 地域振興係長	地域振興係員

質疑応答要旨

【他機関案件】

1. 「令和7年分 確定申告のお知らせ」について

（説明：豊島税務署 連絡調整官）

質疑なし

2. 目白警察署からのお知らせ

（説明：目白警察署 山崎 警部補）

質疑なし

3. 会員募集チラシの掲示依頼

（説明：シルバー人材センター 事務局長）

質疑なし

4. 第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について

（説明：豊島区民社会福祉協議会 総務課長）

質問（委員）

参加者は、何人位予定していますか。

回答（総務課長）

会場の規模としては、800人入れますが、分科会も予定してまして、イベントとしては、4～500人を予定しています。

質問（委員）

分科会が10ありますから、それぞれ3、40名ずつとなりますね。

回答（総務課長）

はい、そうです。

質問（委員）

参加するにあたって、何か課題を持ち込んだ方がいいのか、講師の説明の後に物事を提案した方がいいのですか。

回答（総務課長）

分科会の中で相談する方のお話を聞くだけではなく、参加をしている方も情報交換や、交流する時間を設ける予定です。勿論、課題意識を持って参加されるのも大丈夫です。また、これから始めたいとか、他の団体の情報交換したい方でも大丈夫な様な企画をしています。

質問（委員）

課題は、主催者側に事前に伝えなくてもいいのですよね。

回答（総務課長）

はい、大丈夫です。

【豊島区案件】

1. 防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ

(1) 防犯機器等購入緊急補助事業について

(2) 特殊詐欺被害の防止対策について

(説明：治安対策担当課長)

(1) 防犯機器等購入緊急補助事業について

質問 (委員)

1月31日迄に申請とありますが、工事が遅れたりした場合等は、どうですか。

回答 (治安対策担当課長)

設置工事が完了、また支払も業者に終了したものになります。窓口については、30日迄、電子申請や郵送は、31日迄に出して頂く事になります。

2. 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて

(説明：福祉総務課長)

質問 (委員)

名簿に亡くなられた方がいますが、町会で把握していればいいのでしょうか。

回答 (福祉総務課長)

転出されたり、亡くなられた場合等、町会で管理して、把握していれば大丈夫です。二重線で消して対応して頂ければと思います。

意見 (常任相談役)

「3. 名簿を複写する場合」の取り扱いの説明がとても分かりづらいです。町会は必要以上に複写しないというが、町会の役割で、必要な時は、様式4で誰に渡したかを町会で把握する。また、渡された本人も管理をちゃんとするという事ですよね。「必要に応じて様式4（参考様式）を徴する」という文面も分かりづらいですね。必要に応じてというのもどの様な時なのか、これを明確にした方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

回答 (福祉総務課長)

今回の名簿については、ご指摘の通り、「必要に応じて」という曖昧な表現になっておりますが、今回は、町会だけでなく、民生委員さんにもお渡ししております。その活用の仕方を幅広く考えた所です。この名簿については、2年後の更新の時に回収しますので、複写されている物については、ちゃんと把握しておきたいです。その辺ははっきりさせたいと思います。今後、その辺については、改善していきたいと思います。

3. 民泊条例改正について

(説明：生活衛生課長)

質問 (委員)

確認ですが、高松一丁目は、恵比寿通りに面した所と、山手通りに面した所は、新規開設が出来ないという事ですか。

回答 (生活衛生課長)

はい、ピンク以外の緑の地域は開設出来ません。既存の民泊については、120日の期間の制限が入ります。

質問（委員）

間接的な事ですが、既に民泊から旅館業に動いています。民泊の規制により旅館業は365日営業出来るので、今後更に動くと思いますが、旅館業に対する規制は考えないのですか。

回答（生活衛生課長）

民泊は届出で、旅館業は許可になっております。平成30年に1部屋でも旅館業が出来るとの事から申請件数が増えています。確かに流れてはいますが、旅館業は、1部屋でも365日稼働で、出入りを24時間わかる様な施設を別途用意する事、フロント的に何かあれば10分以内での駆けつけ等、体制がしっかりしていないと出来ません。区の方も立ち入って検査をしています。ただ、同じような問題が起きているので、区としては、見ながらどうしていくのかの検討を始めています。

質問（委員）

うちの町会でも脱法の旅館業に対して、取り締まりの文章は、出していきたいと思っておりますので、区の方でもご検討よろしくお願いします。

回答（生活衛生課長）

旅館業の用途地域については、出来たり出来なかったりしますので、違法性も含めて区の方にご連絡頂きたいと思います。

質問（委員）

「・町会加入の“協議”の実施・トラブル発生時、区民の要請に応じて話し合いの場の設置」とありますが、申し出があれば役所がセッティングする考え方でいいのですか。

回答（生活衛生課長）

区役所でセッティングするという事ではなくて、今まで、トラブル発生時に事業者が表に立って来なかったのです。話し合いに応じない、拒否をするという事がありましたので、トラブル発生時には、前面に出て解決に向けるのが事業者の責務という事です。

質問（委員）

民泊を許可する時に約束事として、この項目を入れていくのですか。

回答（生活衛生課長）

そうです。条例の方に規定されていますので、事業者の義務になっています。

質問（委員）

「区域と期間の制限に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科す」とありますが、5万円以下の過料を払いながら、繰り返す事業者も想定されますが、その辺の所はどう見えていますか。

回答（生活衛生課長）

罰則と合わせて、指導、勧告、業務改善命令、停止命令、廃止命令という規定がありますので、罰金を払っても終わらないと思っております。

質問（委員）

罰則と合わせて、区の指導も盛り込んであるのですか。

回答（生活衛生課長）

はい、盛り込んであります。

4. 健康推進課および長崎健康相談所の担当区域の一部変更について

(説明：長崎健康相談所長)

質問 (常任相談役)

来年の5月から池袋保健所の名前が変わるようで、豊島区保健所健康推進課みたいな感じになるのかなと思っているのだが、長崎健康相談所も豊島区保健所みたいになるという事でよろしいでしょうか。

回答 (長崎健康相談所長)

長崎健康相談所の業務におきましては、保健所業務は、ほぼございません。区市町村のセンター業務が主になりますので、健康部長崎健康相談所という記載になると思います。

意見 (委員)

高松一丁目町会は、谷端川で境界されているのに、保健所だけが新しい境界を山手通りにする事について理解できません。高松一丁目町会は全域、目白警察署の管轄で、谷端川の先は池袋警察署になっています。境界が山手通りになると高松一丁目町会の中で管轄が2つに分かれてしまいます。うちの町会としては、良くないです。困る事になると思います。

回答 (長崎健康相談所長)

昭和40年に都の保健所から区の保健所になった時からこの管轄でやってまいりました。近年、電子申請が主流になっており、郵便番号から電子申請する場合、西池袋4丁目、5丁目で番号で管轄が分かれていると電子申請がしにくいとお声を頂きました。今回、管轄を変更して区民の皆様にも分かり易くしたのですが、区のすべてがこの管轄ではなく、区の行政の中でも相違が生じているのは、ご指摘の通りです。保健所の様々な事業をやるにあたりまして、こちらの管轄でご理解頂ければと存じます。

意見 (委員)

池袋三丁目の1部は、旧住所が高松一丁目だった。住所変更で池袋三丁目になったが、町会が高松一丁目属している。町会内で管轄が分かれるとなると、保健所から委託されての業務の協力は、出来ないですよ。

回答 (長崎健康相談所長)

保健所からの協力につきましては、事案があった時に両所一緒にご協力をお願いするという事でどうでしょうか。

意見 (委員)

そうはならないですよ。ごちゃごちゃになりますよ。町会に要請があっても対応できない。持ち帰って検討して下さい。

回答 (長崎健康相談所長)

はい、この様なご意見が出たという事は、持ち帰らせて頂きますが、変更地区に関しましては、来年からは、これで実施させて頂ければと存じます。貴重なご意見をありがとうございました。私共も思いが至らなかった部分は、ありますが、貴重なご意見を伺ったという事を共有させて頂きたいと思います。ありがとうございました。

意見 (委員)

事前にその様な話があれば方法があったのかもしれないけれど、役所の方でどの様な決め方をしたのか分からないですが、この説明では納得出来ないので、その意見を伝えて下さい。お願いします。

回答 (長崎健康相談所長)

分かりました。ありがとうございます。

5. 区民活動推進課からのお知らせ

- (1) ZOOM勉強会の開催について
- (2) 令和7年度町会セミナーの動画について

(説明：西部区民事務所長)

(2) 令和7年度町会セミナーの動画について

意見 (委員)

先日、町会セミナーに参加いたしました。セミナーを機会に考えた事を役員会で話しました。いくつか町の改める事を即、実施する事に決めました。皆さんも事が起きてからでは、遅いです。我々の活動は、奉仕活動です。せっかく一生懸命やっても、何か不具合が起きた時、非常に難しい対応を迫られると思います。事前にお互いに安心してお金の使い方に関してもみんな確認し、承認し合って、規則を整える様に、是非とも、参考に動画を見て頂きたいと思っております。

【町会連合会案件】

1. 東京都かわら版について

(説明：豊島区町会連合会事務局長)

質疑なし

会 議 録

◇詳細—東部区民事務所地域振興グループ 電話03-3915-2334

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度12月期 第10地区区政連絡会	
事務局 (担当課)		東部区民事務所	
開催日時		令和7年12月4日(火) 午後2時～3時20分	
開催場所		駒込地域文化創造館 (オンライン)	
案件		関係機関案件 (1)「令和7年分 確定申告のお知らせ」【回覧】 (2)豊島消防署からのお知らせ【掲示】 (3)巣鴨警察署からのお知らせ【回覧】 (4)会員募集チラシの掲示依頼【掲示】【回覧】 (5)第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について【回覧】 豊島区案件 (1)救援センター開設運営訓練について (2)防災危機管理課 治安対策担当からのお知らせ【掲示】【回覧】 ① 防犯機器等購入緊急補助事業について ② 特殊詐欺被害の防止対策について (3)災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて (4)民泊条例改正について (5)学校行事(駒桜マラソン)の周知とお願い (6)東部区民事務所改築の基本設計について (7)区民活動推進課からのお知らせ ① ZOOM勉強会の開催について ② 令和7年度町会セミナーの動画について 町会連合会案件 (1)東京都かわら版について	
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委員	小川 幸雄 委員長(駒込二丁目親和会) 亀田 眞一 委員(駒込三丁目町会) 小林 修司 委員(染井よしの町会) 小林 修司 委員(染井よしの町会) 鈴木 三郎 委員(駒込第一町会)	

	常 任 相談役	さくま 一生	片岡 きょうこ
		豊島税務署 個人課税第一部門 上席国税調査官 柳原 正徳 豊島消防署 警防課 地域防災担当 岩瀬係長 巣鴨警察署 生活安全課 安倍 警部補 豊島区シルバー人材センター 金子事務局長 豊島区民社会福祉協議会 小林総務課長 防災危機管理課 小巻防災事業係長 防災危機管理課 小島治安対策担当課長 小林 福祉総務課長 水野 生活衛生課長 駒込小学校 稲垣校長 高桑 東部区民事務所長 星野 町会連合会事務局長	
	区		
	地区担当 課 長		
欠席者	委 員	高野 好昭 副委員長(駒込七丁目町会)	
	常 任 相談役		
	区	長澤 施設計画担当課長	藤田 区民部長
事務局		東部区民事務所 山川・林田・見呂津	
質疑応答要旨			
関係機関案件			
1. 「令和7年分 確定申告のお知らせ」【回覧】			
(説明:豊島税務署 個人課税第一部門 上席国税調査官)			
(質疑なし)			
2. 豊島消防署からのお知らせ【掲示】			
(説明:豊島消防署 警防課 地域防災担当)			
(質疑なし)			
3. 巣鴨警察署からのお知らせ【回覧】			
(説明:巣鴨警察署 生活安全課 警部補)			
(質疑なし)			
4. 会員募集チラシの掲示依頼【掲示】【回覧】			
(豊島区シルバー人材センター 事務局長)			
(質疑なし)			

5. 第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について【回覧】

(豊島区民社会福祉協議会 総務課長)

委員(質問)サミット参加には「参加券」の購入が必要となるか。

総務課長(回答)おっしゃる通り、「参加券」購入いただいての有償イベントとなっている。

豊島区案件

1. 救援センター開設運営訓練について

(説明:防災危機管理課 防災事業係長)

委員(質問)地域本部校の位置付けとは、どういったものとなるか。

防災事業係長(回答)「地区のまとめ役学校」とも言え、災害対策本部とのやりとりを行う事に加え、医療救護所も設置される。

2. 防災危機管理課 治安対策担当からのお知らせ【揭示】【回覧】

① 防犯機器等購入緊急補助事業について

② 特殊詐欺被害の防止対策について

(説明:防災危機管理課 治安対策担当課長)

委員(意見)②のチラシについては、年配の方にも分かり易い構成になっていて良いと思う。

3. 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて

(説明:福祉総務課長)

(質疑なし)

4. 民泊条例改正について

(説明:生活衛生課長)

委員(質問)この条例改正はいつからはじまるのか。

生活衛生課長(回答)指導・監督・公表については令和7年12月15日から、区域の制限と過料(5万円)については令和8年12月16日から実施される。

委員(質問)過料の対象は。

生活衛生課長(回答)届出住宅の事業者に対して科す。

5. 学校行事(駒桜マラソン)の周知とお願い

(説明:駒込小学校 校長)

(質疑なし)

6. 東部区民事務所改築の基本設計について

(質疑なし)

7. 区民活動推進課からのお知らせ

① ZOOM勉強会の開催について

② 令和7年度町会セミナーの動画について

(説明者:東部区民事務所長)

委員(質問)町会セミナーの動画はいつまで視聴できるのか。

東部区民事務所長(回答)確認した後ほど回答する。

町会連合会案件

1. 東京都かわら版について

(説明者:町会連合会事務局長)

(質疑なし)

会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度12月期 第11地区区政連絡会
事務局(担当課)		区民部区民活動推進課
開催日時		令和7年12月11日(木) 午前10時00分～11時00分
開催場所		池袋本町第2区民集会室 会議室1
案件		1. 他機関案件 (1) 「令和7年分 確定申告のお知らせ」について (2) 池袋警察署からのお知らせ (3) 会員募集チラシの掲示依頼 (4) 第17回全国校区・小地域福祉活動サミット in としまの開催について 2. 豊島区案件 (1) 救援センター開設運営訓練について (2) 防災危機管理課治安対策担当からのお知らせ ①防犯機器等購入緊急補助事業について ②特殊詐欺被害の防止対策について (3) 東京広域勤労者サービスセンター事務室の旧文成小学校への移転について (4) 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて (5) 民泊条例改正について (6) 区民活動推進課からのお知らせ ①ZOOM 勉強会の開催について ②令和7年度町会セミナーの動画について 3. 町会連合会案件 (1) 東京都かわら版について
公開の 可 否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	榑原 清 委員長 (池袋本町二丁目町会) 小山 貞男 副委員長 (池袋本町親和町会) 高井 徳朗 委員 (池袋本町南町会) 藤澤 吉康 委員 (池袋本町末廣町会) 有賀 雅雄 委員 (池袋本町一丁目町会) 黒沢 邦夫 委員 (池袋本町中央町会) 寺門 孝史 委員 (池袋本町宮元町会) 米山 和英 委員 (池袋本町四丁目町会)
	説明者	豊島税務署 橘内 連絡調整官 池袋警察署 田中 生活安全課長代理 豊島区シルバー人材センター 曾根田 事務局次長 豊島区民社会福祉協議会 田中 共生社会課長 小巻 防災危機管理課 防災事業係長 小島 治安対策担当課長 邊見 産業振興課 管理係長 増山 福祉総務課 災害対策係長 水野 生活衛生課長 田邊 区民活動推進課長 町会連合会 星野 事務局長
	常 任 相談役	泉谷 つよし 井上 こういち
	地区担 当課長	宇野 マンガ・アニメ・トキワ荘担当課長
	区	藤田 区民部長 田邊 区民活動推進課長
欠席者	委 員	
	常 任 相談役	
	地区担 当課長	
	区	
事務局		区民活動推進課 五十嵐・中村・佐野

質疑応答要旨

1. 他機関案件

(1) 「令和7年分 確定申告のお知らせ」について

(説明：豊島税務署 連絡調整官)

質疑応答なし

(2) 池袋警察署からのお知らせについて

(説明：池袋警察署 生活安全課長代理)

質疑応答なし

(3) 会員募集チラシの掲示依頼について

(説明：豊島区シルバー人材センター 事務局次長)

質疑応答なし

(4) 第17回全国校区・小地域福祉活動サミット in としまの開催について

(説明：豊島区民社会福祉協議会 共生社会課長)

質疑応答なし

2. 豊島区案件

(1) 救援センター開設運営訓練について

(説明：防災危機管理課 防災事業係長)

質問（委員長）

参加者は一般の人も含むのか。

回答（防災事業係長）

これまでは役員に限定していたが、制限は設けず広く来てもらいたい。近くなったら防災指導員から連絡をする予定である。

質問（委員）

令和8年度の予定に池袋本町親和町会がないが、実施するのか。

回答（防災事業係長）

旧文成小学校は令和8年2月1日（日）に実施する。令和8年度ではなく、令和7年度となる。

質問（委員）

あらかじめ参加人数を伝える必要があるか。

回答（防災事業係長）

連絡してほしい。

(2) 防災危機管理課治安対策担当からのお知らせについて

①防災機器等購入緊急補助事業について

②特殊詐欺被害の防止対策について

(説明：治安対策担当課長)

質問（委員）

予算は大丈夫か。

回答（治安対策担当課長）

現時点で問題はない。

(3) 東京広域勤労者サービスセンター事務室の旧文成小学校への移転について

(説明：産業振興課 管理係長)

質問 (委員長)

4区で1つの事務室か。

回答 (管理係長)

それぞれの区に事業所がある。

(4) 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて

(説明：福祉総務課 災害対策係長)

質問 (委員)

開錠の番号を教えて欲しい。

回答 (災害対策係長)

後ほどお伝えする。保管場所とあわせて他の役員にも共有して欲しい。複写を見守りに使用するケースもある。

(5) 民泊条例改正について

(説明：生活衛生課長)

質問 (委員)

周辺住人への事前説明会の実施とはどういうことか。

回答 (生活衛生課長)

事業者へ説明会を求めることが出来る。

質問 (委員)

町会加入の協議の実施とはどういうことか。

回答 (生活衛生課長)

新規開業時に町会加入を求めることが出来る。地域に理解されるように、事業者が入る動きがみられると思う。

質問 (委員)

町会と事業者だけでなく、区も同席して欲しい。第三者がいない限り解決とならない。

回答 (生活衛生課長)

区が介入しなければならないケースは区も介入していく。

(6) 区民活動推進課からのお知らせ

①ZOOM勉強会の開催について

②令和7年度町会セミナーの動画について

(説明：区民活動推進課長)

質疑応答なし

3. 町会連合会案件

(1) 東京都かわら版について

(説明：町会連合会 事務局長)

質疑応答なし

会 議 録

◇詳細—東部区民事務所地域振興グループ 電話03-3915-2334

附属機関又は 会議体の名称		令和7年度12月期 第12地区区政連絡会	
事務局 (担当課)		東部区民事務所	
開催日時		令和7年12月11日(木) 午後2時～午後4時	
開催場所		南大塚地域文化創造館	
案件		関係機関案件 (1)「令和7年分 確定申告のお知らせ」【回覧】 (2)豊島消防署からのお知らせ【掲示】 (3)巣鴨警察署からのお知らせ【回覧】 (4)会員募集チラシの掲示依頼【掲示】【回覧】 (5)第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について【回覧】 豊島区案件 (1)救援センター開設運営訓練について (2)防災危機管理課 治安対策担当からのお知らせ【掲示】【回覧】 (3)災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて (4)民泊条例改正について (5)東部区民事務所改築の基本設計について (6)区民活動推進課からのお知らせ ① ZOOM勉強会の開催について ② 令和7年度町会セミナーの動画について 町会連合会案件 (1)東京都かわら版について	
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委員	竹野 康二 委員長(南大塚二丁目西町会) 小倉 憲夫(南大塚一丁目南町会) 村田 敏明 委員(南大塚東南町会) 杉山 雅勇 委員(南大塚一丁目宮若町会) 安藤 誠 委員(南大塚仲町会) 寺崎 良雄 委員(南大塚二丁目北町会) 三輪 緑 委員(東池袋五丁目日本町会) 國府田 房義 委員(東池袋五丁目東町会) 小林 訓子 委員(南大塚自治会) 大川 孝義 代理(大塚駅南町会) 田中 治 委員(北大塚一丁目睦町会)	
	常 任 相談役	森 とおる ふるぼう 知生 細川 正博	
		豊島税務署 個人課税第一部門 上席国税調査官 柳原 正徳	

	説明者	豊島消防署 岩瀬 地域防災担当係長 巣鴨警察署 生活安全課 青木警部 豊島区シルバー人材センター 金子 事務局長 社会福祉協議会 田中 共生社会課長 防災危機管理課 小巻防災事業係長 防災危機管理課 小島 治安対策担当課長 福祉総務課 増山 災害対策G係長 水野 生活衛生課長 高桑 東部区民事務所長 星野 町会連合会事務局長
	区	高桑 東部区民事務所長 藤田区民部長
	地区担当課長	
欠席者	委員	井上 義裕 委員(南大塚一丁目南松町会)
	常任相談役	根岸 光洋
	区	小野 生涯学習・スポーツ課長
事務局		東部区民事務所 (地域振興G)山川・林田・見呂津、(区民G)河野
質疑応答要旨		
関係機関案件		
1. 「令和7年分 確定申告のお知らせ」【回覧】		
(説明者: 豊島税務署 個人課税第一部門 上席国税調査官)		
(質疑なし)		
2. 豊島消防署からのお知らせ【掲示】		
(説明者: 豊島消防署 地域防災担当係長)		
(質疑なし)		
3. 巣鴨警察所からのお知らせ【回覧】		
(説明者: 巣鴨警察署生活安全課 警部)		
(質疑なし)		
4. 会員募集チラシの掲示依頼【掲示】【回覧】		
(説明者: 豊島区シルバー人材センター 事務局長)		
(質疑なし)		
5. 第17回全国校区・小地域福祉活動サミットinとしまの開催について【回覧】		

(説明者:社会福祉協議会 共生社会課長)
(質疑なし)
豊島区案件
1. 救援センター開設運営訓練について (説明者:防災危機管理課 防災事業係長)
質問(委員) 12月13日開催の避難所運営セミナーの主体は都か区のどちらか。 回答(治安対策担当課長) (代理回答)区の施策である。なお当日予約なしでも受付可能である。
2. 防災危機管理課 治安対策担当からのお知らせ【揭示】【回覧】 (説明者:防災危機管理課 治安対策担当課長)
(質疑なし)
3. 災害時要援護者地域共有名簿の適正な取り扱いについて (説明者:福祉総務課 災害対策G係長)
質問(委員):町会加入者以外の要援護者への対応はどうしたら良いか。 回答(災害対策G係長):町会様には(「個人情報提供可」の本人申出のある方のみ)お渡し している、電話連絡していただいて問題なし。 特養(老人)ホーム等入所者については、町会様としては「この方は施設入所の要援護者」 として覚えて置いていただだけで結構である。 質問(委員):要援護者がお亡くなりになったらどうするか。 回答(災害対策G係長):当名簿は3か月毎に更新しているので、こう言った名簿削除等事務 処理は区側で行う。
4. 民泊条例改正について (説明者:生活衛生課長)
質問(委員)既存の民泊は、(紙面上で)緑色に塗られているものか。 回答(生活衛生課長)そのとおり。なお開設可能期間は120日間を超えない予定である。
5. 東部区民事務所改築の基本設計について (説明者:東部区民事務所長)
質問(委員)東部高齢者総合相談センターは、令和13年度から(設置)場所はどこになるのか。 回答(東部区民事務所長) (新しい)東部区民事務所と同じ場所になる予定である。(北大塚1-15-10都営住宅 内・現在工事中の元の区民事務所のあった場所)。
6. 区民活動推進課からのお知らせ ① ZOOM勉強会の開催について ② 令和7年度町会セミナーの動画について (説明者:東部区民事務所長)
(質疑なし)

町会連合会案件

1. 東京都かわら版について

(説明者:町会連合会事務局長)

(質疑なし)